

2025年5月15日

株主各位

東京都江東区越中島一丁目2番21号  
株式会社ヤマタネ  
代表取締役社長 河原田 岩夫

## 株式分割に関する基準日公告

株式会社ヤマタネ（代表取締役社長：河原田 岩夫、以下「当社」といいます。）は、2025年4月17日開催の取締役会において、2025年6月1日を効力発生日として、当社普通株式1株につき2株の割合で株式分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当を受ける権利の基準日を2025年5月31日（同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質は2025年5月30日）と定めましたので、公告いたします。

以上

---

### お知らせ及びご注意

- 株式分割に関するご案内は、2025年6月末頃にお届出住所にお送りする予定です。
- 2025年6月1日付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。
  - 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。  
特別口座管理機関：三井住友信託銀行株式会社  
連絡先：〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号  
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部  
電話 0120-782-031（フリーダイヤル）  
※受付時間 平日 9:00~17:00